

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	板谷政弘	
出席	委員	青木茂	
出席	委員	吉川広	
出席	委員	高木俊彦	
出席	委員	堀田秀志	
出席	委員	服部一美	
出席	委員	福田和雄	
出席	委員	石原温	
出席	委員	山岡幹雄	
出席	委員	堀田喜代春	
出席	委員	橋本三博	
欠席	委員	大野泰弘	
欠席	委員	加藤和子	
出席	委員	鈴木義英	
出席	委員	芳川照明	
出席	委員	飯田英雄	
出席	委員	濱田恒雄	
出席	委員	松永富士男	
出席	委員	山田宗一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	<p>1 . 開催日時 平成 2 4 年 1 月 2 0 日 (金) 午後 4 時 0 0 分から午後 4 時 5 6 分</p> <p>2 . 開催場所 立田庁舎 3 階 第一会議室</p> <p>3 . 出席委員 (3 5 人) 別紙のとおり</p> <p>4 . 欠席委員 (2 人) 別紙のとおり</p> <p>5 . 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 3 1 号 農地法第 3 条関係</p> <p>日程第 3 議案第 3 2 号 農地法第 5 条関係</p> <p>日程第 4 議案第 3 3 号 買受適格証明願</p> <p>日程第 5 決定第 1 1 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定 による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出</p> <p>日程第 8 専 決 報 告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出</p> <p>日程第 9 報 告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書</p> <p>日程第 10 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第 11 そ の 他</p> <p>6 . 農業委員会事務局職員 (3 人) 別紙のとおり</p> <p>7 . 本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。</p> <p>8 . 会議の概要</p> <p>開会 (午後 4 時 0 0 分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、平成 2 4 年 1 月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 それでは、愛西市農業委員会総会規則第 5 条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長 会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>〈会長あいさつ〉</p>

それでは、本日の出席者数は37名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号14番 近藤 豊 委員
議席番号15番 中野 俊郎 委員
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第31号	農地法第3条関係	8件
議案第32号	農地法第5条関係	2件
議案第33号	買受適格証明願	3件
決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	16件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	17件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	6件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	15件
報告	農地改良届出書	1件

それでは、議案第31号 農地法第3条関係について審議をお願いします、では、事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(1番から8番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 尚、5番6番の買受適格つきましては10月の案件で皆様方にご審議いただいた案件でございます。

以上8件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、議案第31号について、説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第31号 農地法第3条関係 8件について、賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第32号 農地法第5条関係について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番及び2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)理由につきましては、1番2番共、現在は借家であり手狭で将来を考慮し、分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。</p>
会長	<p>只今の議案第32号について何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第32号 農地法第5条関係 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました、全員賛成ですので県へ進達することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第33号 買受適格証明願 3件について事務局から説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番から3番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考、受人経営面積を朗読) 3件につきましては市外の申請者の為、自宅から申請地までの距離・通作時間は実測しました結果3.8kmで7分の所要時間でございます。 以上3件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。 尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含めご協議をお願いします。 以上でございます。</p>
会長	<p>只今、議案第33号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p>
31番委員	<p>買受適格者証明の出願者の さんについてですが、証明願が二つに分かれています何か理由があるのですか。</p>

事務局	特に分かれている事について、理由は無いと思われます。
31番委員	はい、すみません。それとこの買受適格証明は一筆ごとにそれぞれ競争されて落札されると言った事で、それぞれ2筆に証明を出されれば2筆でもっていくらだとか、そういった事では無いでしょうか。
事務局	そうです。
31番委員	はい、分かりました。
会長	他、宜しいでしょうか。
	<p>(発言なし) それでは、議案第33号 買受適格証明願 3件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました、全員賛成ですので当委員会において証明する事に決定いたします。又、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理する事とさせていただきます。</p> <p>続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 農地利用計画の集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から16番まで全体筆数で36筆、面積は35,377㎡でございます。内、円滑化団体のあいち海部農協さんが受人となって利用権設定された筆数は11筆、11,772㎡でございます。あいち海部農協さん以外の受人はさん始め6名で合計25筆、23,605㎡で実質利用権設定された形となります。その他の内容では、作付け作物は全て水稲、全て新規、契約期間は3年4年6年7年10年、権利の内容は全て賃借権でございます。</p> <p>以上、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の集計概要を報告し説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第11号について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

それでは決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告3件・報告2件について事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から17番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読)以上、17件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上、1件の届出がございました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上、6件の届出を受理させていただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から15番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読)以上、15件の合意解約の通知の提出がございました。

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読)以上、1件の届出がございました。

以上でございます。

会長

只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

26番委員

農地法第3条の3と18条の解約の関係で教えていただきたいのですが、相続は東京の方が相続されたり解約も東京の方だったりする事があり、我々農業委員は情報をこの様(議案により)に知ってしまいます。東京の方が相続されるのは過去にもあると思いますが、農地の管理をどの様に指導されるのか、解約により東京の方が耕作される事となる訳ですが過去にどの様なお話があったのか、その辺どの様に我々も地域で、相続されたのは良いのですが、東京の方が十何筆を相続されたり、既に土地を取得されていると思いますが。農地の管理として、

	<p>地元として、農業委員として実際どこまで指導できるのか。相手が言って見れば良いのですが。</p>
事務局	<p>委員が今言われるのは、東京の方が相続をしても実際は耕作が出来ない。そんな時、農業委員に相談があった場合はどうすれば良いのかと言った事で宜しいか。</p>
26番委員	<p>過去にその様な相談があったのか、農業委員会の中で。</p>
事務局	<p>たまに電話等で相続し、3条3項1号を出しました。どこにその土地はあるのでしょうかとか、今何が作られているのでしょうかと言った問い合わせはありました。親戚等に確認され、今はだれが耕作をしているかは、ご自分で確認をしていただきたいと回答をさせていただきましたが、あまり問い合わせは多くはございません。</p>
26番委員	<p>もう一つ聞きたいのは、この様に相続した事を知ってしまいますから喋る事が出来ない訳です我々は、だれが相続した事は。隣の農地が荒れているから「何とかしてくれ」と相談があった場合でも一切言えない訳で、その様な相談があったら「事務局に聞いてくれ」で宜しいでしょうか。</p> <p>その土地が誰に相続されたのか我々農業委員は言えません。農地の管理がしっかりとされていない場合に、荒れた農地の隣接地の所有者から「この土地は誰が相続したのか」問い合わせがあったとしても、我々は答える事ができないと思います。</p>
11番委員	<p>最終的には登記をしますから。</p>
26番委員	<p>法務局で確認できますが、我々に問い合わせがあった場合に「法務局へ行ってください千円払えば分かるから」と言えばすみませんが、その時に貴方は農業委員をやっているのに「どうして教えてくれないの」と言われる。</p> <p>個人情報なので言えませんから。</p>
11番委員	<p>法務局にて相続された場合、それが公然の事実ですから。</p>
26番委員	<p>農業委員の立場としてどこまで言えますかと今お尋ねしている訳で、ですから法務局で調べて来て下さいと言えばそれで終わりです。</p> <p>農業委員としてどの様に指導すべきかお尋ねしている訳です。</p>
事務局	<p>すみません、個人情報の取り扱いがあると思いますが、農業委員として業務に必要であれば委員にはお教えさせていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>

26番委員	はい。
11番委員	お尋ねしますが、6 ページの一番下の案件についてですが、持分放棄となっていますが何か理由がありますか。
事務局	こちらの案件は、二人で各持分2分の1の共有の案件でございます、その片方の方、今回この申請人以外の方が持分の放棄をされました、持分放棄された部分を申請人が取得した事により届出がございました。
11番委員	遺産相続の事か。
事務局	遺産相続は終わって、各持分2分の1を共有で持ってみえましたが、その持分を放棄した事により さんがその放棄された持分の所有権を取得した事による申請です。
11番委員	売買か贈与と一緒にですね。
事務局	あくまでも持分放棄は持分放棄です。
11番委員	登記が終わっているのに持分放棄はできるのですか。
事務局	相続をしたから持分が放棄できます、相続を放棄する事ではないです。相続放棄と持分放棄は違います。
事務局長	（土地の謄本内容（相続にて取得から持分放棄まで）を朗読及び説明）
会長	宜しいでしょうか。 （発言なし） それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。 これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 （終了 午後4時37分）
会長	続きまして、その他に入らせていただきます。 先月の農地パトロール報告を31番委員にお願いします。

(3 1 番委員より報告)

ご苦労様でした。

お手元に「農地の賃借料情報の提供の概要」を配布させていただきました、農業委員会として情報を提供するもので、内容につきましては事務局より説明をさせていただきます。

(賃借料情報に関する朗読説明)今回、提供させていただくデータは、1年間の集計をさせていただいた金額であり、21年及び22年と同様の算出方法により算出しました。皆様に報告させていただき御理解をいただければ、市のホームページ及び農業委員会だよりに掲載をさせていただき、周知させていただきます。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

会長 この件について何かご質問ございますか。

26番委員 少しお尋ねをしますが、レンコンは田か畑か。

事務局 レンコンはこの集計には入っていません。水稻、普通畑以外は除いています。

6番委員 宜しいでしょうか。

会長 どうぞ。

6番委員 先程の参考資料(近隣市町村提供状況)の中でデータ無いと言われた、例えば、市の畑・市の田畑について、農地法の規定では義務ではないのですか。

事務局 基本的には義務です、標準小作料が無くなり「提供を行うものとする」となっています。但し、データ数が少なく提供が出来ないといった事もございます。

会長 その他、宜しいでしょうか。

(発言なし)

それでは、この内容にて情報提供をさせていただきます。

事務局より、他に報告事項があればお願いします。

事務局長 今月の農地パトロールは立田地区を予定しておりますので、立田地区委員の方は、立田庁舎 小会議室に1月24日(火)午後1時30分集合をお願いします。次回、定例農業委員会は2月20日(月)午前9時より立田庁舎 第一会議室

にて開催いたします。

お手元に配布させていただきました配布物についてですが、平成23年分の源泉徴収票を配布させていただきましたので宜しくお願いします。要望がございましたので推薦委員さんの推薦機関を表示した、農業委員会名簿を配布させていただきました。又、こちらも要望がありましたので、現在指導しております違反転用箇所と平成23年度の本日までの是正箇所の一覧を配布させていただきます。大半が合併以前のからのもので、全て農振農用地であり、農振除外・農地転用が出来ない物件ばかりでございます。中には原因者が行方不明で現在は使用されていないものもございますが、今後も農地パトロール等にて状況の確認を行い是正指導行って参りたいと思っております。県普及課からの「普及センターニュース」も配布させていただきました。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に関しまして、現在確認作業を行っております。確認作業終了後、1月31日に選挙管理委員会へ送付させていただきます。

11月の定例会にて依頼しました「利用状況調査」でございますが、調査が終了されました方につきましては、後ろに回収箱を用意しておりますので宜しくお願いします。尚、締め切りは2月20日とさせて頂いておりますので、次回の農業委員会に提出をお願いします。

第5回「農業委員会だより」編集委員会を定例会終了後、この場で開催しますので、宜しくお願いします。事務局からは以上でございます。

会長

これをもちまして1月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午後4時56分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成24年1月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号14番委員 近 藤 豊

議事録署名者
議席番号15番委員 中 野 俊 郎

--	--